NPO法人岐阜環境カウンセラー協議会 エコアクション 21 部会細則

(目的)

第1条 この細則は、NPO法人岐阜環境カウンセラー協議会(以下「協議会」という。)定款第5条(2)に関する事業のうち、環境省が策定したエコアクション21制度を普及し、岐阜県内の事業者がエコアクション21制度を活用した環境保全活動に取り組むための支援を行うことを目的として設置する。

(事業)

- 第2条 部会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う
 - 1) 事業者がエコアクション 21 に取り組むための指導助言
 - 2) 事業者団体、地方自治体等へのエコアクション 21 普及活動
 - 3) エコアクション 21 指導者の力量向上のための研鑽事業
 - 4) エコアクション 21 地域事務局ぎふから協力依頼のあった事業
 - 5) その他エコアクション 21 に関して部会員の賛同があった事業

(部会の運営)

第3条 部会には部会員から選任した部会長と必要において副部会長を置き、部会員の替同によって運営する。

(部会員)

第4条 部会はエコアクション 21 事業の趣旨に賛同し、参加を希望する協議会会員によって構成する。

(会員以外の参加)

第4条の2 協議会会員以外のエコアクション 21 の審査人及び趣旨に賛同する者は 部会の承認を得て部会に参加することができる。

(事業及び予算)

- 第5条 事業及び予算はあらかじめ理事会で承認を受けた範囲とし、事業が終了した ときあるいは年度末ごとに事業報告及び決算報告を行う。
- 第6条 その他部会の事業活動は部会の合議によりこれを行う。

(部会員の報酬)

第7条 部会員の報酬は原則として業務内容を勘案し、予め理事会で承認された事業 収入に対する定率により支払う。これに拠らない場合は、部会長が理事会の承認 を得て別途定める。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要なことは部会長が別に定める。

付 則

1 この細則は、平成24年5月20日より適用する。

改訂履歷

改訂後	改訂前	理由
(下線は改訂個所)	(下線は改訂個所)	
承認	_	_
taka i fa lim 6 i s	tata i da Lim A i a	
		(1)エコアクション 21
アクション 21 事業		審査人は、協議会か
の趣旨に賛同し、	<u>人である会員及び</u>	ら独立したもので
参加を希望する <u>協</u>	事業の趣旨に賛同	あるが、協議会によ
議会会員によって	し、参加を希望す	る審査人の囲いこ
構成する。	る会員によって構	みと受け取られか
	成する。	ねない。
		(2)細則を単独で読む
		場合、協議会会員と
		明記したほうが分
		かりやすい。
第 4 条の 2 協議会	第 4 条の 2 会員以	上記(2)に同じ。
<u>会員</u> 以外のエコア	外のエコアクショ	
クション 21 の審査	ン21の審査人及び	
人及び趣旨に賛同	趣旨に賛同する者	
する者は部会の承	は部会の承認を得	
認を得て部会に参	て部会に参加する	
加することができ	ことができる。	
る。		
	(下線は改訂個所)承認コ業 (会ション21軍を会す) (お記事しるっ) (本記事しるっ)コ業 (協工のに会会が表現であるをする) (協工のに会会が表現であるをする)第42回すよ (の外ン趣はできる) (の外ン趣はできる) (表記のにできる) <b< td=""><td>(下線は改訂個所) (下線は改訂個所) 承認</td></b<>	(下線は改訂個所) (下線は改訂個所) 承認